

意見書（修正案）

平成25年1月23日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市地域協議会市民会議
会長 稲垣 喜久治

地域協議会の設立に係る制度設計（案）に対する意見書

平成24年7月12日に設置された『小牧市地域協議会市民会議』において、人口減少や少子高齢化などの大きな社会変化やそれに対応するための今後の地域のあり方や、他市で取り組まれている様々な先進事例の調査・研究を行い、慎重に審議した結果、本市における地域協議会の設立に係る制度設計（案）は、概ね妥当と判断します。

なお、地域協議会の設立にあたっては、下記の事項に十分配慮され、地域住民や地域団体等の協働により、安心して暮らし続けられるまちづくりの推進の実現に向け、努力されることを要望します。

記

1. 地域協議会の設立趣旨や必要性を広く市民に周知し、積極的に地域での設立機運を高める努力をすること。また、平成24年3月に策定した第2次小牧市地域福祉計画、および第2次小牧市地域福祉活動計画との整合性を図り、地域コミュニティの醸成と地域福祉の推進が一体となった地域協議会を目指すこと。
2. 地域協議会の単位については、地域の実情を十分に考慮し、地域が活動しやすいよう配慮をしながら、第1歩として小学校区を基本に検討を進めること。
3. 地域助け合い交付金については、設立後の活動状況を鑑み、適宜、見直しを行なうこと。また、既存の補助金などと重複しないようにするとともに、本交付金を有効かつ大切に活用するよう地域に対し、適切な助言をすること。
4. 委員活動費については、既存の地域活動の実態を十分考慮し、支給のあり方について検討すること。
5. 地域協議会への市職員の支援については、地域と行政の信頼関係を築き、地域と行政のパイプ役を担えるように、早期に具体化すること。
6. 地域協議会の活動拠点については、既存の公共施設のほか地区会館の活用も視野

に入れて検討すること。また、将来的に小学校に空き教室が生じてきた場合は、子どもの安全確保に十分配慮し、地域の拠点として活用できるよう検討すること。

7. 地域協議会の委員については、地域の要である区の協力を基本としながら、公募制度などの活用により、多様な人材が地域活動に参加できるようにすること。
また、継続的な組織にしていくためにも、代表者のみならず、組織の中心となる委員任期も複数年とするよう地域に対し、適切な助言をすること。
8. 地域活動ポイント制度については、地域活動に対する協力者拡充の観点から、既存ボランティアの実態を十分配慮しつつ、検討をすすめ、早期に具体化すること。
9. 地域協議会の制度全般について、設立後も地域の意見を十分に尊重しながら、地域住民が安心して暮らし続けられる地域づくりができるよう、適宜、制度の見直しを行うこと。